



ここに掲載されている意見は、第6回検討委員会のグループ討議で出された意見を整理したものであり、検討委員会で合意されたものではありません。

【意見の分類】

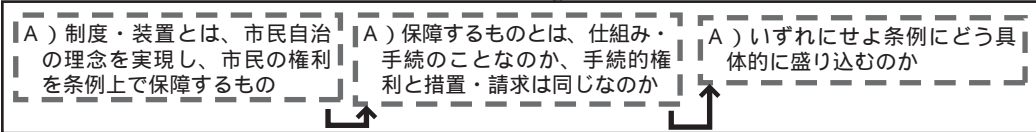


《制度・装置》

何を検討すべきか (検討テーマ)

どのように規定するか (検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)

制度 装置を考える上での前提条件



評価制度

総合計画・その他個別計画の評価をどうするか?

・総合計画等についての評価と責任について

行政施策の評価をどうするか?

・行政政策についての評価制度

A) 行政施策の評価について、誰が評価するのか、どう評価し、誰がその結果を調整していくのか

評価制度の目的

行政情報の公開

A) 評価の目的は、外部に情報を公開すること、改革の気運を高めること

計画への反映

A) 計画・実施・評価が明確に実施され説明されること C) 評価を行うということは、計画自体の見直しを行い、反映させること

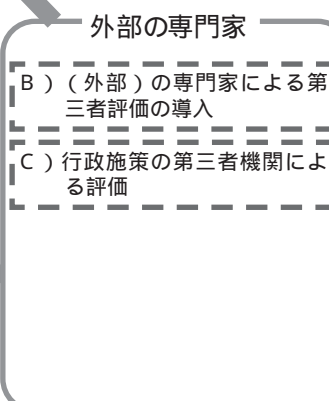
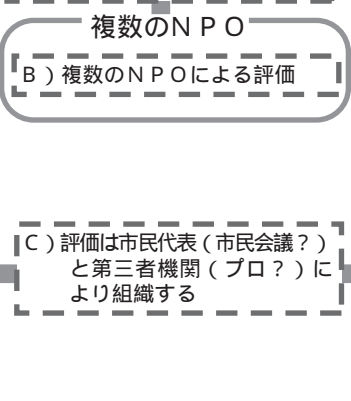
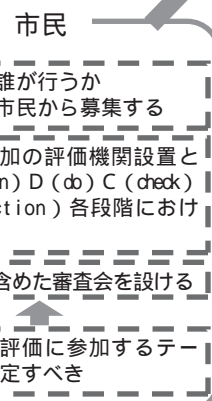
評価の3原則

B) これからの行政評価の3原則 B) 1. 「成果」と「効率」をキーワードに、 2. 行政サイクルの中に評価を確立する(企画、実施、評価、改革)、 3. 道具としての評価システムを全庁共通のツールに

評価主体

= 行政の外(市民等)の視点

A) 評価を行うのは行政の外の人、市民的感覚の視点をもって



評価の対象

A) 個々の責任と権限と義務の達成度も評価の対象 A) 行政評価はプロセス。導入のプロセス、評価のプロセス、結果のプロセスの公開が必要 C) 評価には計画の評価と実績の評価があり、評価方法の明確化

評価の指標・基準

B) 評価のためには標準的な指標を作成する必要がある A) 市民がどれだけ自主的にかかわったかというモノサシが必要なのでは C) 個別計画の評価基準。施策の必要性、正当性、妥当性のチェック。事後よりも事前評価 C) 計画相互の整合性については、新しいものを優先して古いものを見直す

評価にあたっての留意点

B) 公共と民間とのコスト比較が必要 C) 主体ごとの行動計画の作り方のルール化。特に市民、事業者

情報公開制度

行政の情報公開をどうするか?

・情報公開、情報の共有化規定

・自治会に参加するための情報共有

評価の公表(基準も含めて)

・行政評価、評価基準の公表

情報公開制度の位置づけ

B) 情報公開を市民の情報共有にどう規定するのか。条例で位置づける

情報公開制度の目的

行政の説明責任

A) 情報公開は、説明責任と意思決定の明確化にある C) 情報公開は、行政が市民に説明責任を果たすために必要 A) 情報内容の説明ができるようにする C) 行政の「失敗学」責任の明確化(人を責めない) C) 情報公開では、市(行政)にとって、都合が良くないこと、失敗などをしっかりと公開していくべき A) (施策等が)実施できない場合の理由を明確に説明する

市民の判断材料

B) 市民が判断できる情報を公開する(入手可に) A) 市民の判断材料となる行政情報についての説明義務、所見開示の義務を明記

情報の共有化

B) 課題について共有できる情報公開・提供が大切 C) 市民が課題を共に考え、協働するための情報公開を B) 情報の共有化が促進され、協働体制が強化される

公開する情報の内容

情報を公開する内容 範囲の明確化

A) 情報とは何か(人によって異なる) C) 情報の公開範囲を明確化する 情報のレベル C) 計画段階からの情報公開を

個人情報の保護

C) 個人情報は基本的に保護すべきで、内容の明確化が必要 C) 公共の情報はできる限り公開する。個人情報はできる限り公開しない(必要最低限)

財政・予算

B) 財務会計の情報開示(いろいろな方法がある) B) 予算編成手続の公開化 B) 区の予算の使い方も公開

監査

C) どういう住民監査請求が起こされているのか、起こされたかについての情報提供、広報

会議

A) 必要な行政会議の公開 A) 公の会議はすべて公開する。どうしても公開が問題となる場合は、その理由を説明する。質問、意見等については別に対応を考える(場と答える人の対応等のため)

各団体

A) 各団体等の情報共有(明確に)

情報提供の手段

多様な手段を A) ITだけを情報伝達の手段としない B) 新たな情報、伝達ツールを設ける

アクセスしやすいツール B) アクセスしやすいインターネット公開ツール B) 情報検索サービス(システム&人)(情報を公開するだけではアクセスできない)いつでも使える情報公開

区単位の情報提供 B) 区単位の情報提供サービスの充実を 既存団体 C) 情報共有の仕組:町内会、自治会への指導(行政の義務)情報の流れの仕組を強化

報告会・調査会 C) 毎年、地方自治に関する(川崎市)トピックを掲げ(市政監視的、市民参加的課題について)、市民、専門家のチームによる調査研究、報告大会を開催する。(外部監査制度と一部競合するが...) C) 市政をめぐる主要問題についての公開討論会を行う。川崎市民以外(全国)からも参加できるようにする C) 市民による調査委員会の設置

民間 B) 商店などを媒体に、住民税の払い込み時、転入時、学校入学・企業入社時などに情報提供を行うツールを